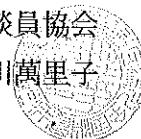


平成28年8月29日

サニーヘルス株式会社
代表取締役 西村 峯満 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川萬里子



ご 連 絡

本協会からの平成26年3月26日付申入書、7月4日付及び11月20日付ご連絡に対し、貴社からは平成26年4月16日付、7月16日付、12月17日付でそれぞれ回答書をいただきました。ご対応ありがとうございました。

貴社からのご回答及び貴社ホームページ上の表示（平成28年8月25日現在）により、本協会が不当景品類及び不当表示防止法に定める不当表示等に該当するものとして指摘し表示の停止を申し入れた事項について、ホームページ上から削除され一定の是正が図られたことを確認いたしました。

つきましては、今回の申し入れについては一定のご理解と改善が得られたものと評価し、一旦処理を終了いたします。

もともと、今回の申し入れに関して、本協会としては、平成26年11月20日付ご連絡でも指摘しましたとおり、エラグ酸の効能が未だ実証されておらず、またポリフェノールの代表種であるとも言えないにもかかわらず、エラグ酸を選んでポリフェノールの含有量比較の対象とすることは適切ではないと思料しております。

また、貴社からご提示いただいた論文には複数のブルーベリー品種のエラグ酸検出量が記載されているところ、その中であえて最も低い数値をとりあげてブルーベリーの基準値とすることには合理的な理由がないと思われまます。その上、ブルーベリーとボイセンベリーの「ポリフェノール」全体量での比較データについて、貴社は「ポリフェノール量の測定はしておりません」とご回答されたこと（平成26年12月17日付回答書）を付言させていただきます。

また、本協会は、今後も、貴社が消費者に対して交付する書面及びホームページ上の内容や実際の運用が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて絶えず関心を持って注視し、もし違法・不当な運用があれば改めて是正の申し入れ等を行う所存です。

なお、従前よりお知らせしておりますとおり、貴社のご対応を含む本件の一連の経過、貴社からの回答書及びその内容につきましては、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することも併せて申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543 FAX:03-5614-0743